

世羅町中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、世羅町中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、世羅町補助金交付規則（平成16年世羅町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、働き方改革に取り組み、従業員の奨学金返済を支援する制度を設けている町内中小企業等に対して、当該制度に基づき支給する手当等に要する経費の一部を補助することにより、町内中小企業等における若年者を中心とした人材確保と定着を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に事業所を有する個人又は町内に本店を有する法人等で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年4月1日以降に広島県中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けている者
- (2) 町税の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費の額（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、従業員の奨学金返済を支援する制度に基づいて、従業員本人に対して直接給付した現金の額及び従業員に代わって代理返済を行った額とし、県補助金の交付対象となったものとする。

(補助額等)

第5条 補助金の額は、県補助金の交付額と同額とする。ただし、補助対象経費の総額から、補助対象経費に対する国、地方公共団体その他団体の制度に基づく補助金、助成金その他給付等の額及び県補助金の額を差し引いた額を超えることができない。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、県補助金の対象期間と同様とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、県補助金の交付決定後、速やかに世羅町中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金の交付申請に係る書類一式の写し
- (2) 県補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 町税の納税証明書又は滞納のない証明書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知を補助事業者に送付するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 前条の規定による補助金交付決定通知を受けた者(以下「補助決定事業者」という。)が県補助金交付要綱第10条及び第11条に定める要件に該当した場合は、速やかに世羅町中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金事業計画変更・取下承認申請書(様式第2号)に、県補助金交付要綱に基づき提出した書類一式の写しを添付して、町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定事業者は、世羅町中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金事業実績報告書(様式第3号。以下「報告書」という。)に次に掲げる書類を添付して、各会計年度の補助事業が完了した日(補助事業を中止した場合又は補助事業の廃止の承認を受けた場合においては当該中止をした日又は承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の翌会計年度の4月25日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金実績報告に係る書類一式の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

第11条 町長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助決定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助決定事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、世羅町中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金交付請求書（様式第4号）により、補助金の交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、既に交付した補助金があるときは、町長は当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金交付の決定を受けたとき。
- (3) その他町長が不相当と認めるとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。